

地域住民や近隣企業などと、日ごろから連携して防災訓練や情報共有など
防災・減災に向けた活動

様々な災害の状況を想定した定期的な訓練の実施

訓練結果をふまえた、マニュアル等の検証と改善

施設管理者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業（BCP）を作成の取組みを推進

（４）きずなネットの取組み

きずなネットでは、自主防災組織・社会福祉施設・区社会福祉協議会・地域・行政などが協力し合い、大災害発生時に、避難行動要支援者の支援を円滑に行うための要支援者と支援者のマッチングや継続的な話し合いや学習会などに努めてきました。

また、これまでの間に要配慮者の移送や受入の的確かつ速やかな連携のための手段としての通信機器の整備や自主防災組織や社会福祉施設等が要配慮者対策に関する継続的な学習会や意見交換会を実施し、実用性のあるマップ作成への取組みやそれらを踏まえた関係機関による総合型訓練も開催してきました。

今後は、災害時における要配慮者の総合的な支援の仕組みづくりの構築に向けて努めていきます。

ア 平常時の活動について

今までの取組み

- きずなネットに賛同している事業者への通信機器の整備
- 要配慮者対策に関する継続的な学習会や意見交換会
- きずなネットに賛同している事業者のための情報共有マップ

今後の取組み

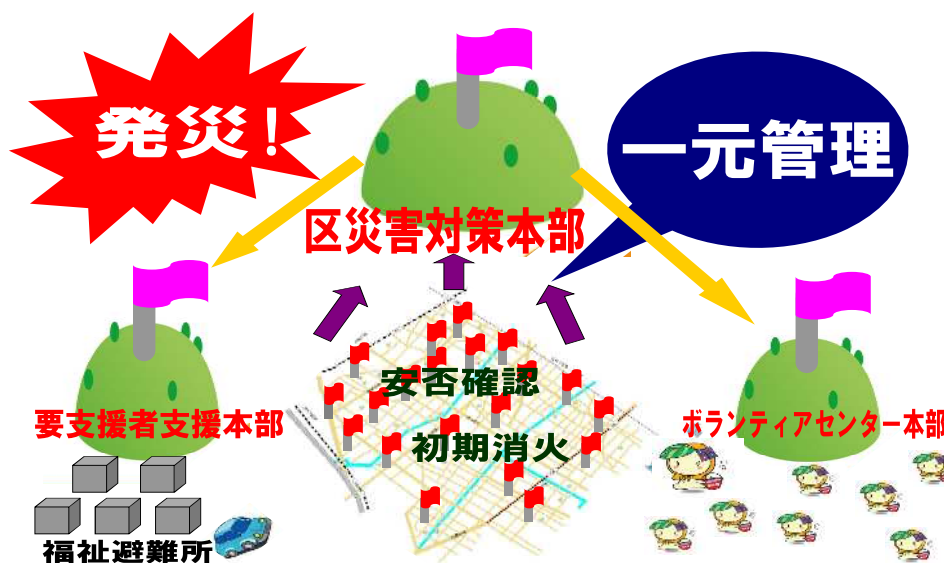
- 避難行動要支援者名簿の作成支援
- 避難行動要支援者向けの防災訓練の実施
- 避難行動要支援者向けの災害対策用物品の整備
- 区全体、ブロックごと、事業者ごとにきずなネット勉強会の実施（基礎学習、施設防災マニュアルの作成支援など）

イ 災害時の活動

- 災害時における避難行動要支援者への避難支援
- 災害時避難所における入所後のケア支援
- 災害時避難所で生活が困難な方の福祉避難所への移送支援及び福祉避難所内におけるケア支援や福祉避難所の提供

取組みの全体構造図

災害が発生した際は、区災害対策本部にて関係機関からの情報を一元化し、必要に応じて、きずなネットに賛同している事業者に連絡のうえ福祉避難所への移送支援や避難所のケア支援に従事します。



4 公助(区役所等が取り組む防災)

区役所の役割として、災害時に備え、あらかじめ、

- 区民個人、地域、企業等の自助・共助の取組みへの支援
- 区民の方等の救助・救援のため、災害発生時に、すみやかに実行できるための区災害対策本部等の体制づくり
- 事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施

等を行い、区民の方等の生命、身体及び財産を災害から守るため、他の防災に関する組織及び自主防災組織と連携し、自主防災組織等の自発的な防災活動の促進や区役所が自主防災組織等に支援を行い、次の取組みなどを通じて地域防災力の充実に努めます。

(1) 区役所の平常時の主な取り組み

- 災害発生時、または、風水害等災害が発生するおそれがある場合の、区役所の活動に関する備え（隣接区とも避難対策を連携）
- 地域防災リーダーの育成（地域防災リーダーのさらなる技術・技能の向上アップ講習会の実施）
- 自主防災組織を中心として取り組む地区防災計画の作成支援、自発的な防災活動の促進
- 男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の防災活動等への参画を促進（女性防災リーダーの参画、きずなネットへの参加の促進）
- 防災関係機関による防災訓練の実施（警察、消防、ライフライン事業者等）
- 区内の企業、学校等の各施設との連携

- 避難所の確保
- 避難行動要支援者への支援対策としての避難行動要支援者名簿の作成
- 備蓄物資の充実（発電機の整備、土のうステーションの整備、地域実情に応じた備蓄物資の多様化）
- 区民への防災知識の普及・啓発
 - ・ 生野区防災マップの配布
 - ・ 生野アプリによる防災マップの随時更新
 - ・ 各種出前講座（実演型、学習型、心肺蘇生について）
 - ・ 生野区防災講演会
 - ・ 学校園での幼児、児童、生徒への防災・減災教育の推進
- 地域防災マップの随時更新支援（アプリ）



(2) 災害時における区役所の活動

ア 段階に応じた対応の一例（大震災の場合）

区 分	発災	+ 3日	+ 2週	+ 1月	+ 2月	+ 3月 ~
段 階	人命救助		応急対策		復旧	復興
情 報 活 動	被害情報		生活情報			
人 命 救 助 等	人命救助		ケガ対応 不明者捜索			
	遺体への対応					
被 災 者 支 援	避難所開設・運営、福祉避難所、住宅斡旋					仮設住宅斡旋
福 祉 避 難 所	食糧・物資提供		入浴・炊出し支援等		復興住宅斡旋	
家 屋 被 害 調 査 等	家屋被害調査～書類作成					
	危険建築物の応急危険度判定活動の支援					
ボ ラ ン テ ィ ア	センター開設・受け付け、ニーズの把握とボランティア運用					
要 支 援 者 支 援	状況把握、避難所への避難				福祉避難所 施設等への避難又は入所	
	生活支援					
復 興 支 援	復興計画、準備				復興事業	
区 役 所 の 窓 口 業 務 等	窓口業務主体			各課業務の実施		
	相談窓口		被災証明関係		義援金・品関係	

イ 動員計画（職員の参集計画）

種 別	災 害 状 況	動 員 人 数
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるときまたは、特別警報が発表されたとき 地震の場合は、 大阪市域に震度 6 弱以上が発生した場合に参集	全 員
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき 地震の場合は、大阪市域に震度 5 強が発生した場合に参集	職員の 1/2 以内
3号動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき 地震の場合は、大阪市域に震度 5 弱が発生した場合に参集	職員の 1/4 以内
4号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき 地震の場合は、大阪市域に震度 4 が発生した場合に参集	初動活動に 必要な職員
5号動員 (注)	災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万が一に備えて速やかな措置のとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき 台風接近時等に指令する場合が多いとき	情報連絡に 必要な職員

(注) 5号動員は、主に風水害や津波の警戒時に適用します。

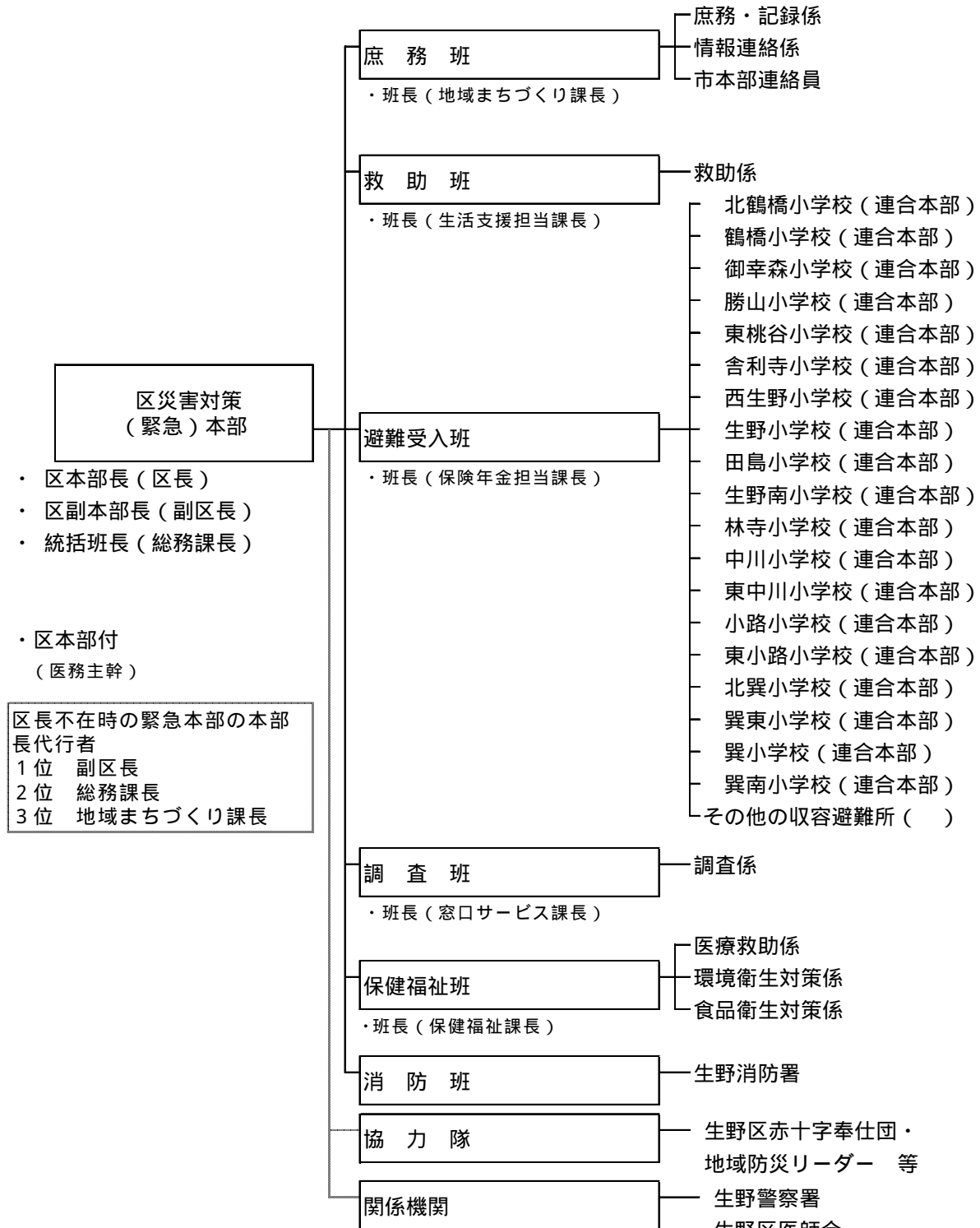
ウ 自動参集〔勤務時間外のとりきめ〕

- 震度 6 弱以上または特別警報が発表された場合
 - ・ 大阪市域に震度 6 弱以上を観測したときまたは特別警報が発表されたときは、1号動員指令があったものとして全職員が参集
 - ・ 自動参集区分（あらかじめ指定）
 - 所属参集：自己の勤務場所に参集
 - 直近参集：自己の居住地に近い区役所等に参集
- 緊急本部員・緊急区本部員の自動参集
 - ・ 大阪市域に震度 4 以上を観測したとき、指定された場所に自動的に参集

阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員は、震度 6 弱以上を観測したときに参集

工 区災害対策本部の体制

生野区災害対策（緊急）本部組織図



（ ） その他の収容避難所

避難所名	避難所名
大池中学校	生野工業高等学校
勝山中学校	生野特別支援学校
生野中学校	勝山高等学校
東生野中学校	桃谷高等学校
田島中学校	大阪偕星学園高等学校
鶴橋中学校	金光藤蔭高等学校
巽中学校	プール学院
新生野中学校	天理教葛上分教会
新巽中学校	

災害の状況により、避難所を開
設すると判断されたときは、動員
区分にかかわらず、招集されるこ
とがあります。

オ 各班の役割

I 庶務班

〔担当事務〕

- ・ 区災害対策本部の運営、各班の連絡統制に関する事
- ・ 市役所内部各部署、関係機関への応援協力要請に関する事
- ・ 市災害対策本部との連絡に関する事
- ・ 情報の収集、伝達及び広報に関する事
- ・ 義援金品の受付、並びに保管に関する事
- ・ 広聴・広報に関する事
- ・ 災害記録及び予算計理に関する事
- ・ ボランティアの調整に関する事
- ・ 他の班の所管に属しない事

〔災害時において最初に実施する事項〕

- ・ 発生した事態を推測・確認すること
- ・ 区本部長（区長）に事態を報告し、災害対策本部設置を決定し各班や関係機関に連絡すること
- ・ 被害情報を早急に把握開始すること
- ・ 調査班や救助班等の役割を、区本部長の了解のもと、事態の状況に応じて決定し、区役所内部に示すこと
- ・ 区社会福祉協議会と、要配慮者対応及びボランティアの連携要領及び役割分担等について調整

〔災害時の広報〕

- ・ 避難所の開設の状況、避難者数
- ・ 行方不明者数
- ・ 死者数
- ・ 鉄道・バスの運行状況
- ・ 市内の学校、保育所、幼稚園における安否確認、授業実施等の状況
- ・ 医療機関の状況
- ・ 巡回診療、救護所の状況
- ・ 水、食糧、生活物資の提供の状況・場所
- ・ 各種証明書の発行の状況
- ・ 応急仮設住宅、市営住宅の入居募集 等

II 救助班

〔担当事務〕

- ・ 被災者の応急救助一般に関する事
- ・ 救援物資の調達保管及び配給に関する事

- ・ 被災証明書の発行に関すること
- ・ 義援金品の配分に関すること
- ・ 遺体仮収容（安置）所の設置・管理に関すること
- ・ 団体等の協力活動の連絡調整に関すること

〔担当事務の具体的な内容〕

- ・ 住民の救助
 - ◇ 区内の生埋めや救助状況等の把握（庶務班と連携）
 - ◇ 可能な範囲で、近隣住民の救助活動の実施
 - ◇ 消防、警察、自衛隊、他の救援隊、救援ボランティア等の協力活動の調整、連携、支援（庶務班・消防班と連携）
- ・ 水、食料、生活物資等救援物資の調達、供給等
 - ◇ 避難者等への救援物資等の現況の把握及び必要数の見積・市本部等への要請
 - ◇ 救援物資の集積、分類、積載、輸送、供給
- ・ 被災証明書の発行
- ・ 義援金品の配分・輸送（場所、人員等の確保等）
- ・ 遺体仮収容（安置）所の開設・運営

〔平常時からの主な準備事項〕

- ・ 救助活動等に関する事項
 - ◇ 救助活動の可否等の把握、救助資機材一覧
 - ◇ 応援部隊受け入れ予定場所の確保（市本部と連携）（公園等の場所、連絡員詰め所等を含む）
 - ◇ 遺体仮収容（安置）所確保等
- ・ 救援物資に関する事項
 - ◇ 物資集積・保管・供給場所の確保
 - ◇ 輸送手段の確保、輸送要領の案
 - ◇ 備蓄物資の品目・数量・場所の一覧
- ・ 区内関係団体、被災証明書の発行準備等

〔災害時において最初に実施する事項〕

- ・ 庶務班と連携した、発生した事態の把握、被害状況の情報収集の開始
- ・ 必要に応じて、救助活動の実施、支援拠点の確保
- ・ 水、食料等の救援物資の調達・輸送・供給の準備
- ・ 市本部と連携した道路状況の把握、輸送経路・輸送手段の確保
- ・ 区本部で運用できる救助部隊、団体、機関等の状況の把握（救助に対応できる人的能力を重点に把握）

〔遺体仮収容（安置）の対応〕

- ・ 遺体仮収容（安置）所の設置（生野スポーツセンター）
 - ・ 遺体仮収容（安置）所の管理・運営
 - ◇ 遺体の収容、遺族や確認者の対応
 - ◇ 遺体安置：棺類の調達・組立て、安置
 - ◇ 火葬等の調整、実施（状況により、遺骨の安置の対応）
- 医師、市本部環境部、葬儀業者（市協定に基づく）等と連携

III 避難受入班

〔担当事務〕

- ・ 被災者の避難（受入）施設に関すること
- ・ 避難者の誘導に関すること
- ・ 避難状況の把握に関すること
- ・ 必要に応じて、遺体仮収容（安置）所の管理補助

〔担当事務の具体的な内容〕

- ・ 避難所の開設・管理
- ・ 協力隊と協働した、避難者の状況の把握
- ・ 公園等広域避難場所、一時避難場所の避難者への対応
- ・ 被害状況、地域の状況の把握、情報の伝達
 - ◇ 協力隊と協働した、被害状況等の把握
 - ◇ 入手した情報の庶務班等への報告
- ・ 避難者の名簿作成、安否確認・問合せへの対応
（個人情報に関わる事項は、職員が慎重に取り扱う）
- ・ 水・食料・生活物資等の調達、供給
 - ◇ 避難者の今後の推移を予測し、救援物資の品目、必要数量を区本部に要請
 - ◇ 救助班と連携した、各避難所への供給の順序、数量、道路状況に応じた輸送経路等の調整
- ・ 要配慮者や避難行動要支援者への対応（保健福祉班と連携）
 - ◇ 地域の情報と合わせた、避難行動要支援者の把握
 - ◇ 支援が必要な要配慮者への対応
- ・ 保健福祉班と連携した、病人、けが人への対応
- ・ 必要に応じて、遺体仮収容（安置）所の管理補助

〔平常時からの主な準備事項〕

- ・ 避難者情報の把握の準備
 - ◇ 避難所となる学校等施設の状況の把握
 - ◇ 各避難所の一覧作成・避難可能人数の把握
- ・ 避難所での活動準備

- ◇ 要支援者名簿の把握、各避難所の確認準備
- ◇ 各避難所の避難所運営委員会の構成
(事前の訓練への参加が重要)
- ・ 各避難所及び付近の救助資機材等の把握
- ・ 避難所で必要となる物資等の確保ルートの確認
- ・ 保健福祉班と連携した、福祉避難所の開設準備

〔災害時において最初に実施する事項〕

- ・ 災害の規模に応じ、避難所の開設を決定
(協力隊、学校、各班や関係機関に連絡、連携)
- ・ 地域の状況を把握し、区本部(庶務班)へ連絡
- ・ 避難所に職員を派遣
 - ◇ 避難所の開設状況、避難者の状況の把握
 - ◇ 要支援者の状況把握開始
- ・ 救助班と連携した救援物資の供給準備

IV 調査班

〔担当事務〕

- ・ 被害状況の調査に関すること

〔担当事務の具体的な内容〕

- ・ 被害住家の現地調査
- ・ 被災証明書の発行
- ・ 建築物の応急危険度判定活動の支援
- ・ その他、区内の被害状況の調査
 - ◇ 区本部長の指示等に基づく、各班と連携した区内の被害状況の把握

〔災害時において最初に実施する事項〕

- ・ 現地調査活動の準備、実施
- ・ 家屋被害調査のための情報入手、準備
家屋の被害調査にあたっては、都市整備部等による建築物の
応急危険度判定活動とも連携

V 保健福祉班

〔担当事務〕

- ・ 被災者の医療救護に関すること
- ・ 区医師会等との連絡調整に関すること
- ・ 防疫・保健衛生に関すること
- ・ 福祉避難所の開設・運営、要配慮者の避難支援に関すること(避難受入班と連携)